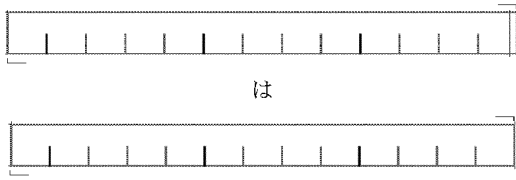


正 誤

令和五年三月三十一日（号外特第二十五号）公布総務省令第三十六号（地方税法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二一〇ページ下段終りから一一行目の「第 号」は「第十八号」の誤り。
二二二ページ第一号の三様式中



は
の誤り。

二二三ページ第三号様式中（用紙日本工業規格B4）は「用紙日本産業規格B4」の、

「地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）
第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、令和 年度
給与所得等に係る市町村民税及び道府県民税の特別徴収税額
を下記のとおり決定（変更）した。通知します。」

は

「地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）
第1項並びに市町村税条例第 条の規定によって、
令和 年度給与所得等に係る市町村民税、道府県民税及び
森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）した
ので通知します。」

の誤り。